

## 出来事（2013年8月）

### 1. 食品添加物の新規指定

8月6日、3-エチルピリジン（香料）とピリメタニル（ポストハーベスト）が、食品添加物に指定され、指定添加物は436品目になりました。

酢酸カルシウム、酸化カルシウムの指定及びイソプロパノールの使用基準の改正のためのWTO通報がなされています。さらに、アンモニウムイソバレレート、アドバンテーム（甘味料）、ポリビニルピロリドン、ひまわりレシチン、グルタミルバリングリシン、クエン酸三エチル等を指定するための健康影響評価や使用基準の設定等の手続きが継続されています。また、ビオチンの健康影響評価が行われます。

### 2. 厚労省 遺伝子組換え食品等調査会

8月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会 第1回 遺伝子組換え食品等調査会が開催されました。「新たな技術を用いた食品等が、遺伝子組換え食品等として、安全性審査の対象となるかどうか自体を、科学的、技術的に検討する必要が生じている」として、本調査会が設置されました。当初、本年3月頃開催の予定でした。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tccm-att/2r9852000002tch7.pdf>

### 3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（53品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（7品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

○組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

### 4. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。（その事例です。）

8月8日 福島県沖で漁獲されたカサゴ

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（8月9日現在）

### 5. 消費者庁が食品表示法について全国で説明会

①【福岡会場】 8月22日（木）14:00～

場所：ももちパレス 大ホール（福岡市早良区百道2-3-15）

②【大阪会場】 8月27日（火）13:00～

場所：大阪合同庁舎 1 号館 共用大会議室（大阪府中央区大手前 1 - 5 - 44）

③【岡山会場】 8 月 28 日（水）14:00～

場所：山陽新聞社本社ビル さん太ホール（岡山市北区柳町 2 - 1 - 1）

④【愛知会場】 8 月 30 日（金）14:00～

場所：ウィルあいち 大会議室（愛知県名古屋市東区上堅杉町 1）

⑤【北海道会場】 9 月 3 日（火）14:00～

場所：北海道立道民活動センター かでるホール（札幌市中央区北 2 条西 7）

⑥【東京会場】 9 月 5 日（木）14:00～

場所：三田共用会議所 講堂（港区三田 2 - 1 - 8）

⑦【宮城会場】 9 月 6 日（金）10:30～

場所：仙台合同庁舎 講堂（仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1）

<説明会について> [http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130729\\_setsumeikai\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130729_setsumeikai_2.pdf)

6. 8 月 1 日、栄養表示基準の改正のための WTO 通報（TBT 協定）

- 1) 件名：栄養表示基準の改正
- 2) 対象品目：包装加工食品
- 3) 趣旨及び目的：栄養成分表示をする場合、栄養成分の誤差の許容範囲にとらわれない新しい規則を追加する。
- 4) 適用予定日：官報に公示する。
- 5) 意見提出先：消費者庁食品表示企画課
- 6) 意見提出期限：WTO 事務局から配布された後 60 日間

7. 米国 FDA が、FSMA で公聴会

8 月 15 日、米国 FDA は FSMA（米国食品安全強化法）について、ワシントン D.C. で、9 月 19 日に公聴会を開催すると報じました。

2013 年 8 月 29 日：口頭のコメントの締切日

2013 年 9 月 10 日：事前登録締切日

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm364955.htm>

8. FSMA への日本企業に対応

NPO 法人食品安全グローバルネットワークは、本年 7 月、米国食品安全強化法（Food safety modernization action, FSMA）への国内の食品企業に対応に関して調査し結果を公表しました。1,200 社にアンケートを郵送し、57 社から回答を得ました（返送：38 社）。通常、1 割程度の回答があることから、関心の薄さが回答率の低さにも現れました。

FSMA を「よく知っている」：0 社（0%）、「知っている」：16 社（28%）、「知らない」：41 社（72%）でした。また、今後の対応については、表の通りです。しかし、「輸出を継続」とした企業の 8 社の内の 3 社は、「FSMA を知らない」と回答しました。

FSMA については、食品企業への政府の支援が必要であると結論しました。

販売金額	輸出を継続	輸出なし	様子見	未記載
1,000億円以上	0	2	0	0
100～1,000億円	3	11	1	0
10 ～ 100億円	3	16	1	2
1 ～ 10億円	0	5	1	2
1億円未満	2	5	0	0
未記入	0	3	0	0
小計	8	42	3	4

#### 9. 米国FDAの「グルテンフリー」の最終規則の公表

米国では300万人のセリアック病患者(グルテンによる自己免疫疾患)がいると推定され、栄養不足、骨粗しょう症、成長遅延、不妊、流産、低身長、そして腸の癌を含む他の非常に深刻な健康問題の危険さらされています。8月2日に、FDAは、「グルテンフリー」の最終規則を公表しました。

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/Allergens/ucm362510.htm>

Q&A (36項目) 残存濃度は、20ppmとされています。

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/Allergens/ucm362880.htm>

#### 10. 輸入食品の国内（通関後）での違反事例

・泰星物産株式会社が中国から輸入した「冷蔵うに（生食用）」から腸炎ビブリオが最大でg当たり120あるいは200検出による成分規格不適合とされました。

#### 11. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社平八がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：パン類」及び株式会社マルハニチロ水産がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：エビフラ」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm あるいは 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三成サービス有限会社が中国から輸入した「ケール」のモニタリング検査で、ヘキサクロロベンゼン 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社スウィートファクトリージャパンが米国から輸入した「ビスケット類」の自主検査で指定外添加物である TBHQ が 15  $\mu$  g/g 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。同様に、三菱食品株式会社が米国から輸入した「その他の菓子類（ポップコーン）」の自主検査で指定外添加物である TBHQ が 4  $\mu$  g/g 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成：2013年8月31日)